

業者各位

### 契約保証及び前払金保証の電子化（電子保証）について

大牟田市（大牟田市企業局を含む。）が発注する建設工事及び測量・調査・設計等の業務委託における契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを開始します。

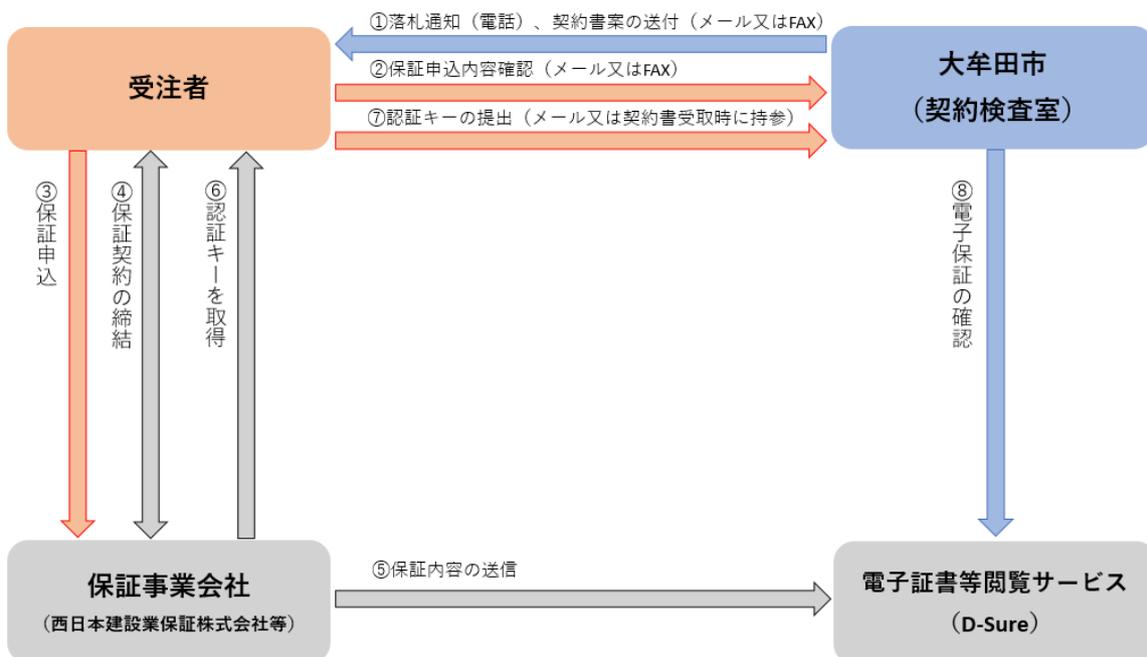
なお、電子保証については当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社）によるもののみとし、金融機関や損害保険会社の保証は従来通り書面による提出とします。

#### 1. 電子保証の取り扱いが可能な契約

令和 8 年 4 月 1 日以降に契約検査室において締結する建設工事、測量、調査及び設計等の請負契約から可能となります。

※電子保証の運用開始後も、これまで通り書面による保証証書の提出も可能です。

#### 2. 電子保証の仕組み



①契約検査室から落札通知を行い、契約書案を送付する。

②受注者は、保証事業会社に保証申込を行う前に、契約検査室へ申込内容の確認を受ける。

③受注者は、保証事業会社へ保証の申込を行う。

④受注者と保証事業会社は、電子保証により保証契約を締結する。

⑤保証会社は、電子証書等閲覧サービス（D-Sure）に保証内容を送信する。

⑥受注者は、保証事業会社から認証キーを取得する。

⑦受注者は、認証キーを電子メール又は契約書受取時に持参して契約検査室に提出する。

⑧契約検査室は、提出された認証キーをもとに D-Sure で電子保証の内容を確認する。

### 3. 認証キーの提出方法

#### (1) 提出する物

保証事業会社から提供された『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』（PDF形式）

#### (2) 提出先

契約書を受け取る際に、契約検査室に提出してください。（メール又は書面を持参）

#### (3) 電子メール送信時の留意事項

- ・メールの件名は「【電子保証】受注者名」としてください。例：【電子保証】〇〇建設（株）
- ・メール本文中に「①工事（委託）名称」「②担当者氏名」「③連絡先」を必ず記載してください。
- ・受信確認のため、契約検査室まで必ず電話連絡をお願いします。

#### (4) 前払金及び中間前払金

・前払金及び中間前払金の請求については、申請書類と共に『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』を書面で監督員へ提出してください。

【お問合せ】 大牟田市企画総務部 契約検査室契約担当

TEL：0944-41-2590

FAX：0944-41-2592